

株主との建設的な対話に関する方針

1. 株主との対話については、担当取締役が統括し、総務部 I R 課を窓口とします。
2. I R 担当部署として総務部 I R 課を設置し、営業推進部、経理部等の関連部署と連携を取りながら、株主との建設的な対話の促進に努めます。
3. 個別面談以外の対話の手段として、代表取締役がアナリスト向けに年 2 回決算説明会を実施するほか、必要に応じて説明会を開催します。
4. I R 活動で得られた株主・投資家からの意見や質疑応答内容等については、当社の経営に資すると判断されるものは取締役会や幹部会において、フィードバックを適切に実施します。
5. 株主及び投資家との対話に当たっては、社内規程に従いインサイダー情報の管理を徹底し、インサイダー情報の漏洩を未然に防ぐ体制を整備します。

制定：2021 年 6 月 8 日